



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

渡邊 隆文

【はじめに】

平成 30 年度日本弁理士会の副会長を務めさせていただきます渡邊隆文です。この夏の日本列島は、豪雨・台風・地震等の自然災害に次々と見舞われ、これらに酷暑も加わって、多くの労苦を強いられました。これほどまでに、自然の猛威を次々と感じた経験はありませんでした。被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り致します。

私が主に担当しています会務、附属機関及び委員会、中央知的財産研究所、知的財産支援センター、業務対策委員会、支部名称変更準備委員会、近畿支部、中国支部等です。

4月に始まりました副会長の任期もあと6ヶ月となりました。残る任期を副会長として全力を尽くす所存でありますので、引き続き宜しくお願いいたします。

【中央知的財産研究所】

中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から、内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査・研究・情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資する活動を行っています。

当研究所は、弁理士で構成される内部研究員と、大学教授等の学者・弁護士・裁判所・特許庁出身者等で構成される外部研究員とが共同で知財に関する研究を行っています。このように、実務に精通した弁理士と、学者・弁護士等による共同研究により、それぞれの英知を結集して、学術的な研究が行われている点に特徴があります。

本年度は、「特許クレーム解釈と記載要件」「イノベーション推進に向けた特許の保護対象」「周知・著名商標の保護」の3テーマの研究を行ってまいりました。そのうち、「特許クレーム解釈と記載要件」につき

ましては、本年8月に研究が終了しました。このため、新たな研究テーマとして「超スマート社会(Society 5.0)」が追加されました。この研究テーマについては、超スマート社会に適合する知的財産保護の制度・運用のあり方について、特許制度を中心としつつ研究する予定です。

「周知・著名商標の保護」につきましては、本年末で研究が終了する予定です。現在これに代わる新たなテーマを選定中です。

「イノベーション推進に向けた特許の保護対象」につきましては、現在も研究が続けられています。この研究は、平成31年6月30日までに終了する予定です。

研究成果は、主として別冊パテント誌に掲載することにより公開されています。別冊パテント誌は、全会員以外に、大学・裁判所・特許庁・弁護士会・日本工業所有権法学会等に配布されており、実務家・学者・研究者等から高い評価を得ています。このほか、一般向け公開フォーラムと、会員向け研究発表会により公開されています。さらに本年度は、研究論文を日本弁理士会のホームページに掲載するための準備が進められています。

【知的財産支援センター】

知的財産支援センターは、平成31年4月1日に設立20周年を迎えます。当センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献する活動を行っています。

具体的には、学校教育支援、支援協定を軸にした支援活動、出願援助事業による中小企業支援、知財総合支援窓口への適正な対応、支部の支援活動に対する協力等を行っています。

学校教育支援につきましては、小中高、高専及び大

学等に講師を派遣して、知財教育を行っています。支援協定を締結している地方自治体に対しましては、知財セミナー等を開催して、当該自治体の知財活性化事業に協力しています。

出願援助事業につきましては、特許出願の他、実用新案登録出願、意匠登録出願も援助対象に含まれています。本年度は、援助の実効性をさらに高める方策が検討されています。また、支援制度利用者の発明等の実施状況の調査、分析も進められています。

知財総合支援窓口は、全国 47 都道府県に設置されています。各知財総合支援窓口には弁理士が常駐しています。この常駐弁理士を、知財総合支援窓口 WG が推薦しています。

支部の支援活動に対する協力の一つとして、毎年支部サミットを開催して、各支部の成果や課題を共有し、本会・各附属機関・各支部の相互の関係をさらに強化しています。本年度の支部サミットは、8月に高松において全国の支部長・正副会長・附属機関長等が一堂に会して開催されました。このサミットの出席者から非常に有意義な会合であったとの発言が多くなりました。

【業務対策委員会】

業務対策委員会は、弁理士の職域に関する調査・研究、弁理士法第 75 条の違反行為に対する処置、その他の知財関連事犯に対する防止策の検討・処置、及び被害者救済のための方策の策定等を担当しています。

本年度は、非弁行為が疑われる商標登録出願の代理行為を多数行っている法人や個人について重点的に対応しています。また、弁理士法第 75 条に規定する「報酬を得て」という要件に該当しないと主張して、非弁行為を逃れるケースが多数発生している状況に鑑み、当該報酬要件の改正に向けて調査・研究を行っています。

非弁行為の調査は、当委員会が、データベースや会員以外からの情報提供等の外部情報を積極的に活用することにより行っているほか、会員の皆様から寄せられた情報に基づいて行っています。この場をお借りして会員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。

【支部名称変更準備委員会】

支部名称変更準備委員会は、各支部の名称を「日本弁理士会〇〇支部」から「日本弁理士会〇〇会」に変更するための準備を行っています。

現在、各支部規則の改正案を作成する作業を終え、全支部に改正案を諮問している状況です。

【近畿支部】

近畿支部は、当支部を組織する会員の指導・連絡・監督に関する事務、地域活性化事業に関する事務、及び本会から委任された本会の事務を行うことにより、本会の目的達成と事業の推進に資する活動を行っています。

本年度は、主として会員の資質・信用・品位の向上を図る事業、支部組織の改善と事務局体制の充実を図る事業にさらに注力しています。このほか、弁理士制度の普及及び知的財産活動の支援事業、昨年開設された INPIT 近畿統括本部 (INPIT-KANSAI) との連携・協力事業等を推進しています。

【中国支部】

中国支部は、知財活動を通じて地域社会への支援を積極的に進めるとともに、弁理士の社会的認知度の向上と、支部会員の業務・事業の安定、利益向上に資する事業の実施を担当しています。

本年度は、知財広め隊事業への協力、ひろしま国際平和マラソンへの協賛による広報活動、支部ホームページの改修、ビジネスフェア中四国への出展、支部地域で開催される発明工夫展への協力、研修事業の充実を重点的に行います。

ひろしま国際平和マラソンへの協賛は、当支部独特の広報活動であります。当マラソンでは、1,000 名のランナーが「日本弁理士会」と記したゼッケンを付けて走ります。また、会場での看板掲示、参加者約 12,000 人へのノベルティ配布が行われます。昨年度の大会後に、支部ホームページへの新規アクセス数が約 3 倍に増加したことから、当該協賛による広報活動の成果が確認されています。

以上